

契 約 書 (案)

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、広島市立広島市民病院に受注者が設置するレンタル方式によるテレビ、DVD再生装置、床頭台、冷蔵庫、ランドリーシステム、課金機、カード販売機、カード精算機、イヤホン販売機、院内放送設備及びこれらに付帯する機器（以下「レンタルシステム」という。）並びにベットメイキング（閉院日）に係る業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（別添の仕様書、業務に関する説明書、これに対する質問回答書及びプロポーザル提案書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約書及び仕様書等を内容とする業務の契約（以下「本契約」という。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書に基づきレンタルシステムを運営するとともに、ベットメイキング（閉院日）に係る業務を履行し、管理経費として計算された金額を発注者に支払うものとする。
- 3 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本国通貨とする。
- 5 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 6 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（信義則）

第2条 受注者は、本契約の内容を発注者の指示及び信義に従い、誠実に履行するものとする。

（設置及び運営）

第3条 レンタルシステムの設置場所及び内容等は次のとおりとし、発注者は、受注者に対しこれの設置を承認する。

- (1) 設置場所は、広島市立広島市民病院（広島市中区基町7番33号）とする。
- (2) 内容は、別表のとおりとし、調達経費などは受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、レンタルシステムの設置に当たり、良好に機能するよう関連設備を整備するものとする。

（契約履行期間）

第4条 本契約の契約履行期間は、令和4年4月1日から令和12年3月31日までとする。

- 2 契約締結の日から令和4年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

（設置運営等開始日）

第5条 受注者は、令和4年4月1日からレンタルシステムの運営を、同月2日（土）からベットメイキング（閉院日）に係る業務を開始するものとする。

（現場責任者）

第6条 受注者は、業務に従事する従業員の中から、次に掲げる事項について受注者を代理する現場責任者を選任するものとする。

- (1) 受注者の従業員の指導監督
- (2) 仕様書等に定めのない業務の履行に係る承諾
- (3) その他この契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は受注者又は受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(固定資産の使用許可等)

第7条 受注者は、レンタルシステムを設置するため固定資産（建物）を使用するに当たっては、使用する1か月前までに地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領第5条に定める「固定資産貸付申請書」を発注者に提出し、発注者の使用許可を受けなければならない。使用期間は1年以内とし、使用期間満了後、引き続いて使用しようとするときも同様とする。

2 受注者は、前項の使用許可に際し付した条件を遵守しなければならない。

(レンタルシステムの所有権)

第8条 レンタルシステムの所有権は、受注者に帰属する。

(レンタルシステムの保管)

第9条 発注者は、受注者が本契約により設置したレンタルシステムを、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(レンタルシステムの維持及び補修)

第10条 レンタルシステムの維持及び補修は、受注者の責任において行うものとし、レンタルシステムの管理運営上必要なサービスも同様とする。

(レンタルシステムの変更等)

第11条 発注者又は受注者が第3条に定める設置場所又は内容を変更しようとするときは、事前に相手方の承認を得るものとする。

(利用料金及び諸費用の負担)

第12条 レンタルシステムの利用料金は、次のとおりとする。

機器	金額
テレビ・DVD再生装置	1時間当たり 〇〇〇 円
冷蔵庫	24時間当たり 〇〇〇 円
洗濯機	1工程（洗い・すすぎ・脱水）当たり 〇〇〇 円
乾燥機	1回（30分）当たり 〇〇〇 円
イヤホン販売機	1個当たり 〇〇〇 円

2 レンタルシステムの売上金は受注者に帰属するものとする。

3 前項の売上金からカード精算金額を控除した金額を収益金とする。

4 受注者は、翌月10日までに、その月の売上金及び収益金に関する報告書を発注者に提出しなければならない。

5 受注者はその月の収益金の中から次の管理経費を下表のとおり翌月末日までに発注者に納付するものとする。

管理経費項目	テレビ・DVD再生装置・冷蔵庫・ イヤホン販売機	洗濯機	乾燥機
管理経費	収益金の 〇〇%	収益金の 〇〇%	収益金の 〇〇%

6 前項の管理経費について、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

7 レンタルシステムの補修及び管理運営に係る費用並びに盗難による損害は、受注者の負担とする。ただし、利用者による故意又は重大な過失により発生した補修はこの限りでない。

(物価変動等に基づく利用料金の変更)

第13条 日本国内における物価水準又は消費税及び地方消費税の変動により利用料金が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、利用料金の変更を請求することができる。

2 前項の場合において、利用料金の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。

(検査等)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者にベットメイキング(閉院日)に係る業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の同業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

2 発注者は、前項の検査等により、必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第15条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、特別の理由によりあらかじめ書面で発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止等)

第16条 受注者は、本契約の履行に当たってその全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ書面で発注者の承認を得た場合は、本契約の履行の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

2 前項に規定するもののほか、受注者は、本契約の履行の一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

(1) 発注者又は広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成30年7月30日施行)又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間を経過しないもの

(3) 法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団

イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等

ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等

エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等

オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

- 3 受注者は、前項各号に掲げる者以外の者に本契約の履行の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部の契約の履行の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第2項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

(談合行為等の措置)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。
 - (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、履行中の年度の前3年間における1年当たりの平均入院患者延べ数に、24時間当たりの冷蔵庫の利用料金（単価）を乗じて得た金額の10分の2に相当する額（小数点以下切捨て）を、損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
- 4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(損害賠償)

第18条 受注者及びその従業員の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等（発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。）の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約の解除)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告を書面で行い、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における業務の不履行が、本契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本契約の履行に着手すべき期日を過ぎてもその履行に着手しないとき。
- (2) 前号又は次項の各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第16条第1項から第3項までの規定に違反したとき。
- (2) 受注者が本契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本契約の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (4) 暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者に本契約によって生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。
- (5) 警察等捜査機関からの通報等により、第16条第2項第3号に該当する者であることが判明したとき。
- (6) 受注者が、第16条第3項に違反して、本契約の一部の履行の全部又は一部を、同条第2項第3号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させた場合において、発注者が当該再委任又は再下請負の契約を解除させるよう必要な措置を講ずることを求め、受注者がこれに応じなかったとき。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができないものとする。

4 受注者は、第1項又は第2項の規定によって本契約を解除されたときは、履行中の年度の前3年間における1年当たりの平均入院患者延べ数に、24時間当たりの冷蔵庫の利用料金(単価)を乗じて得た金額の10分の1に相当する額(小数点以下切捨て)を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(法令の遵守)

第20条 受注者は、契約の履行に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

(契約の変更)

第21条 発注者は、受注者が請け負った業務を完了するまでは、仕様等を変更することができる。

2 前項の場合において、契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

3 発注者は、第1項に定めるもののほか、契約に定める条件を、受注者と協議のうえ変更することができる。

(守秘義務)

第22条 受注者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約の

終了後及び解除後も、同様とする。

2 受注者は、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第23条 本契約に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第24条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 広島市中区基町7番33号
地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 竹内 功

(受注者)